

資料編

資料1 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(改正法) (2019年9月7日施行)

子どもの貧困対策の推進に関する法律

発令 : 平成25年6月26日 号外法律第64号

最終改正 : 令和1年6月19日 号外法律第41号

改正内容 : 令和1年6月19日 号外法律第41号[令和1年9月7日]

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

6 会議は、第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

から施行する。

〔平成二六年一月政令四号により、平成二六・一・一七から施行〕

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第四条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔令和元年六月一九日法律第四一号〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔令和元年九月政令八九号により、令和元・九・七から施行〕

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下この項において「新法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

資料2 「子供の貧困対策に関する大綱」（2019年11月29日閣議決定）

子供の貧困対策に関する大綱について 〔令和元年 11 月 29 日〕 閣 議 決 定 案 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号） 第 8 条 1 項の規定に基づき、子供の貧困対策に関する大綱を別紙のとおり定める。 これに伴い、「子供の貧困対策に関する大綱」（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定）は、廃止する。	子供の貧困対策に関する大綱 ～ 日本の将来を担う子供たちを 誰一人取り残すことがない社会に向けて ～ 令和元年 11 月
全文は、『子どもの貧困対策の推進』（内閣府ホームページ）に掲載 https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/index.html	
目 次 第 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 （「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定と改正）・・・・・・ 1 （新たな大綱案作成の経緯）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 （新たな大綱の策定の目的）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 第 2 子供の貧困対策に関する基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 1 分野横断的な基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 （1）貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 （2）親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 （3）支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 （4）地方公共団体による取組の充実を図る。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 2 分野ごとの基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 （1）教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 （2）生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 （3）保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 （4）経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせてその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 （5）子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 （6）今後 5 年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	第 3 子供の貧困に関する指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 第 4 指標の改善に向けた重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 1 教育の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 （1）幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 （幼児教育・保育の無償化）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 （幼児教育・保育の質の向上）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 （2）地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 （スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 （学校教育による学力保障）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 （3）高等学校等における修学継続のための支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 （高校中退の予防のための取組）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 （高校中退後の支援）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 （4）大学等進学に対する教育機会の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 （高等教育の修学支援）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 （5）特に配慮を要する子供への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 （児童養護施設等の子供への学習・進学支援）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 （特別支援教育に関する支援の充実）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 （外国人児童生徒等への支援）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 （6）教育費負担の軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 （義務教育段階の就学支援の充実）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 （高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 （生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 （ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 （7）地域における学習支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 （地域学校協働活動における学習支援等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
i	ii

(生活困窮世帯等への学習支援)	12
(8) その他の教育支援	12
(学生支援ネットワークの構築)	12
(夜間中学の設置促進・充実)	13
(学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保)	13
(多様な体験活動の機会の提供)	13
2 生活の安定に資するための支援	13
(1) 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援	13
(妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援)	13
(特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援)	14
(2) 保護者の生活支援	14
(保護者の自立支援)	14
(保育等の確保)	15
(保護者の育児負担の軽減)	15
(3) 子供の生活支援	15
(生活困窮世帯等の子供への生活支援)	15
(社会的養育が必要な子供への生活支援)	16
(食育の推進に関する支援)	16
(4) 子供の就労支援	17
(生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援)	17
(高校中退者等への就労支援)	17
(児童福祉施設入所児童等への就労支援)	17
(子供の社会的自立の確立のための支援)	17
(5) 住宅に関する支援	18
(6) 児童養護施設退所者等に関する支援	18
(家庭への復帰支援)	18
(退所等後の相談支援)	18

(7) 支援体制の強化	19
(児童家庭支援センターの相談機能の強化)	19
(社会的養護の体制整備)	19
(市町村等の体制強化)	19
(ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進)	19
(生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進)	19
(相談職員の資質向上)	19
3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	20
(1) 職業生活の安定と向上のための支援	20
(所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現)	20
(2) ひとり親に対する就労支援	20
(ひとり親家庭の親への就労支援)	20
(ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立)	21
(ひとり親家庭の親の学び直しの支援)	21
(企業表彰)	21
(3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援	21
(就労機会の確保)	21
(親の学び直しの支援)	22
(非正規雇用から正規雇用への転換)	22
4 経済的支援	22
(児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施)	22
(養育費の確保の推進)	22
(教育費負担の軽減)	23

第5 子供の貧困に関する調査研究等	23
1 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究	23
2 子供の貧困に関する指標に関する調査研究	23
3 地方公共団体による実態把握の支援	24
第6 施策の推進体制等	24
1 国における推進体制	24
2 地域における施策推進への支援	24
3 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開	25
4 施策の実施状況等の検証・評価	25
5 大綱の見直し	25
(別添) 子供の貧困に関する指標	26

本大綱では、法律名等を除き、法令上の表記にかかわらず、常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）による表記を用いているが、法令上の用語と意味を異にするものではない。

資料3 令和元年度県民ニーズ調査【課題調査】（子どもの貧困対策について）

調査期間 令和元年7月19日～8月13日

標本設計数 3,000 有効回収数（率） 1,264（42.1%）

* 「n」は、質問に対する回答者数の総数を表す。

「-」は、回答者が皆無であることを示す。

* 比率（%）の数値は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがある。

問47 あなたは、「子どもの貧困」の言葉の意味を知っていますか。（○は1つ）（n=1,264）（%）

1 言葉の意味を知っている	65.0
2 意味は知らないが言葉は聞いたことがある	25.8
3 知らなかった（今回の調査で初めて聞いた）	7.0

（無回答 2.2）

「子どもの貧困」とは、17歳以下の子どもが、平均的な生活水準の半分以下の世帯で暮らしている状態を指します。

政府の調査（平成28年国民生活基礎調査）によると、日本の子どもの貧困率は13.9%で、およそ7人に1人の子どもが「子どもの貧困」の状態であるとされ、社会的な問題となっています。

問48 現在、あなたの身近（近所や職場、知人、親戚など）に、経済的に苦しく行政等による支援が必要だと思われる子どもはいますか。（○は1つ）（n=1,264）（%）

1 いる	6.6	2 いない	61.8	3 わからない	29.8
------	-----	-------	------	---------	------

（無回答 1.8）

問49 あなたは、貧困は世代を超えて連鎖している（貧困の状態で育った人の子どもも貧困におちいってしまう）と思いますか。（○は1つ）（n=1,264）（%）

1 そう思う	36.3	3 どちらともいえない	18.1	5 そう思わない	8.5
2 どちらかといえばそう思う	27.4	4 どちらかといえばそう思わない	2.5	6 わからない	5.1

（無回答 2.0）

問50 あなたは、どのような子どもに対して行政等による貧困対策の支援が必要だと思いますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。（○はいくつでも）（n=1,264）（%）

1 生活保護世帯の子ども	55.9
2 ひとり親世帯の子ども	60.1
3 児童福祉施設などに入所している子ども	65.3
4 障がいのある子ども	56.6
5 上記1～4以外の子どもで経済的な理由で生活が苦しい子ども	44.8
6 その他	3.6

（無回答 2.7）

問51 現在、神奈川県では、子どもの貧困対策に関連する施策として、ひとり親世帯に対しては、児童扶養手当、資金貸付、就労支援など、子ども・若者に対しては、高校・専門学校・大学などへの就学費の援助、相談窓口の設置など、様々な施策を行っています。

あなたは、これらの施策が子どもの貧困問題の解消のために十分だと思いますか。(○は1つ)
(n=1, 264) (%)

1 そう思う	13.0	3 どちらともいえない	24.8	5 そう思わない	14.7
2 どちらかといえばそう思う	19.9	4 どちらかといえばそう思わない	9.7	6 わからない	15.7
(無回答 2.2)					

問52 あなたが、子どもの貧困対策として重要だと思う家庭等への支援はどのようなものですか。
次の中からあてはまるものを3つまで選んでください。(○は3つまで) (n=1, 264) (%)

1 子どものことや生活のことなど、悩みごとを相談できること	33.3
2 同じような悩みを持った人同士で情報交換や相談ができること	16.5
3 民生委員・児童委員※など、地域の人からの支援	17.0
4 離婚や養育費などに関する専門的な支援	10.9
5 病気や障がいのことなどに関する専門的な支援	24.4
6 親の就職のための支援	30.4
7 住宅の確保や住宅費を軽減するための支援	31.4
8 就職活動や病気、事故、冠婚葬祭などのために一時的に子どもを預けられること	9.0
9 子どもの就学にかかる費用の軽減(小学校・中学校・高校)	40.6
10 子どもの就学にかかる費用の軽減(大学・専門学校など)	22.0
11 一時的に必要な資金を借りられること	10.2
12 その他	2.1
13 わからない	3.9
(無回答 7.4)	

※ 民生委員・児童委員とは、地域住民の子育て・介護・障がい者の生活支援等に関する相談相手として、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐ役割を務めています。

問53 あなたは、貧困などの困難な環境にある子どもを身近な地域で支援する活動(学習支援や居場所の提供等)について、どのように考えていますか。次の中からあてはまるものを1つ選んでください。(○は1つ) (n=1, 264) (%)

1 すでに活動している、または活動する予定である	1.4
2 一緒に活動したい、または協力したい	5.3
3 活動に興味を持っている	19.8
4 活動を行うことや協力することは難しい	22.4
5 これから考えたい	30.1
6 関心がない	3.2
7 その他	1.1
8 わからない	14.6
(無回答2.2)	

資料4 県内市町村における子どもの貧困対策に関する計画の策定状況

県内市町村

(令和2年2月末現在)

市町村名	計画の形態		策定年月	計画名
	貧困	他計画		
横浜市	○		平成28年3月	横浜市子どもの貧困対策に関する計画
川崎市		○	平成30年3月	川崎市子ども・若者の未来応援プラン
相模原市		○	平成27年3月	相模原子ども応援プラン 相模原市子ども・子育て支援事業計画
平塚市		○	平成30年2月	平塚市子ども・子育て支援事業計画 (中間見直し版)
箱根町		○	平成27年3月	箱根町子ども・子育て支援事業計画

(5市町村／33市町村)

貧困…子どもの貧困対策単独計画として策定

他計画…子ども・子育てに関する計画に位置付けて策定



神奈川県

福祉子どもみらい局 子どもみらい部 次世代育成課
231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 (045)210-4666 (直通)